

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

号外 昭和三十三年三月五日

## ○第二十六回 衆議院會議録第十五号

昭和三十三年三月五日(火曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

第一 国土開発縦貫自動車道建設

法案(第二十二回国会本院提出)

(第二十四回国会参議院送付)

第二 外務省設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第三 労働省設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

レムニツァー琉球民政長官から

の招請により、沖繩視察のため

本院から議員高岡大輔君、同床

次徳二君及び同佐竹晴記君を派

遣するの件(議長発議)

英国の水爆実験に関する緊急質問

(岡良一君提出)

日程第一 国土開発縦貫自動車道

建設法案(第二十二回国会本院

提出)(第二十四回国会参議院送

付)

日程第二 外務省設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第三 労働省設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

国有鉄道運賃法の一部を改正する

法律案(内閣提出)の趣旨説明及

びこれに対する質疑

午後二時三十二分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を

開きます。

レムニツァー琉球民政長官から

の招請により、沖繩視察のため

本院から議員高岡大輔君、同床

次徳二君及び同佐竹晴記君を派

遣するの件(議長発議)

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま

す。本年一月十四日、レムニツァー

琉球民政長官から日本国會議員団五名

を沖繩視察のため派遣するよう招請が

ありましたので、参議院議長と協議の

上、本院から三名派遣することとし、

三月十一日より同十三日まで、高岡大

輔君、床次徳二君、佐竹晴記君を派遣

いたしましたこと存じます。これに御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって、さより決定いたしま

した。(拍手)

英国の水爆実験に関する緊急質問

(岡良一君提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急

動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、岡良一君提出、英国の水爆実験

に関する緊急質問を許可されんことを

望みます。

○議長(益谷秀次君) 荒船君の動議に

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって、日程は追加せられま

した。

英国の水爆実験に関する緊急質問を

許可いたします。岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、日本社会党を代表

いたしました。いよいよこの三月一日

から実施されんといたしております

英国政府のクリスマス島海域における

水爆実験の強行に対しまして、原水爆

に反対をし、平和を守らんとする全国

民の名において、政府に緊急の質問

をいたさんとするものであります。

(拍手)

質問の第一点は、先般の国連総会に

おいて、わが国連代表が犯しましたる

ところの、あのわが国の自主性の放

棄、しかも、終始大国に迎合して一貫

性を欠いたところの不手ぎわに對し

て、政府の責任を究明いたしたいので

あります。

そもそも、原水爆禁止の要求は、昨

年の二月、わが衆参両院が厳肅にこれ

を議決いたしました。実に九千万国民

の悲願と申すべきものであります。長

崎、広島、さらにはビキニと、二度な

らず、三度までも地上最大の犠牲を払

いましたわれわれ日本国民は、すべて

の人類、すべての国々に向つて原水爆

の絶対禁止を要求するところの当然の

権利を持つものといわなければなりま

せん。いな、むしろ、われわれは人類

に向つて崇高なる責任を負うものとい

わなくてはならないのである。されば

こそ、去る十二月十九日、国連加盟の

日に當つて、故重光代表がこのことを

加盟各国の代表に訴えたときにも、加

盟諸国は深い共感と支持をもつて迎え

てくれたのである。したるに、いよいよ

国連加盟をいたしたわが国が、去る

一月十八日、ノルウェー、カナダと共

同して、いわゆる事前の届出と国連に

よるその影響の調査を含むところの決

議案を提出するや、加盟各国は日本の

この不徹底なる態度に對しましてはき

びしい不信を表明するに至つたのであ

る。国連加盟の門出に當り、日本の自

主獨立に疑義を生ぜしめたことは、ま

ことに取り返しのつかない失態と申さ

ねばなりません。(拍手)

すなわち、わが方のこの共同提案に

對し、いち早く実験の禁止を提唱し、

その決議案を提出したソビエトとその

与国が批判を加えたのはもとよりであ

りますが、インドネシアのハニファー

代表は、「三國決議案なるものは実験

問題の核心に觸れておられない。この案

はむしろ実験を助長するものである」

とさえも酷評をいたしておるのであ

る。イソドのメノン代表は、「インド

はあくまでも実験の中止を要求する」

と強調をし、「三國の代表に伺いたい。

査察も管理もなくして、どのようにし

てこの三國共同決議案が実現できるの

であるか。実験の中止案のみならず、

軍縮全体をはばんでいるのが実にこの

管理の問題である。インド政府は、特

別の被中露である日本が、単に実験を

登録するといふだけにすぎない構想を

支持したことを、まことに遺憾に思つ

ておる」と喝破いたしておるのであ

る。(拍手)おそろく、この声は、公正

なる加盟各国の一致した見解であらう

し、少くとも原水爆禁止を決議したア

昭和三十三年三月五日 衆議院會議録第十五号 英國の水爆実験に関する岡良一君の緊急質問

ジャ、アフリカ諸国の共通の批判を示すものと申さねばならないのである。このようにして、わが政府の提案なるものは、大國の意思に屈服をして、その理不尽なる実験強行を認めることを前提としたておるのである。しかも、全國民の悲願を、このようにして、まっとうから否定をいたすばかりではない。これでは一体自主独立の気魄はいつにありやと申さなければならぬのである。(拍手)しかも、さらだに手ぬるいこの決議案は、ついにこれを總會に持ち出すことを断念し、しかも、軍縮小委員会に付託するといふ十二カ國決議案には、みずからその提案者となつて、これに加わつておる。みずから提案者となつた決議案をたな上げにいたしておるようなものであつて、これで全く首尾一貫を欠くものはだしいと申さねばならない。(拍手)

英國や、アメリカや、フランスや、ソ連や、カナダや、これらの國々をもつて構成されておるところの軍縮小委員会がいかなる結論を出そうとするのであるか。政府はこれに何の期待をかけておるのであるか。この五カ國小委員会こそは、原水爆禁止の問題をめぐつて、常に力による平和の維持とすしかねることにききうきゆうとしておつた大國の宣伝の場にすぎないのではないか。このようにして、國連におけるわが方の提案は、全く獨立國日本の面目をまるつぶれにしてしまい、世界の世論から不信を買ひ、しかも、アジア、アフリカ諸國からも手きびしい批判を浴びておる。

しかもである。しかも、その上に、英國がわが方に水爆実験を予告したのは

一月七日である。わが方が水爆実験やむなしとの提案を國連にいたしたのは十八日である。これをたな上げにしたのは二十四日であつて、三十日に至つて、通告を受けてから三週間以上も経て、やつと実験中止の申し入れをいたしておるのである。これでは、英國が何回中止の申し入れをいたしても、英國が受け付けるはずはないのである。むしろ、政府の中止申し入れこそは、英國に対するよりも、國民を欺瞞せんとするところのから手形と申しても過言ではないのである。(拍手)内閣総理大臣は、このよりの責任をいかにして明らかにされんとするのであるか、この点を明確にいたしていただきたいのである。

質問の第二点は、今後強行せられんとするこのクリスマス島海域における水素爆弾の中止に對し、政府はいかなる対策を用意いたしておるのであるか。原水爆実験禁止は、ひとり日本國民の悲願たるはとどまらない。あるいは、國際赤十字委員会も、バンドン會議も、社会主義インターの大会も強くこの禁止を要求し、すでに全世界において原水爆禁止の署名は十億にもなるといふほどである。まことに、原水爆反対の聲は、民族を越え、國境を越え、男女と年齢を越えた人類の一大平和運動として、世界のすみずみからわき起つておるのである。人間の知恵の力はいくらでも人類の福祉と文明の発展のために役立たしめなければならぬ。今日いわゆる究極兵器の出現を迎えて、この大きな旗強いしこそは世界平和のための最も力強いとりでとなつておるのである。この國境を越え思想を越えた平和のとりでに對する挑戦、それこそはクリスマス島

鳥における英國政府の理不尽なる水爆実験にはかならないのである。國際連合はすみやかに緊急總會を開いてこの中止を英國に勧告すべきである。日本こそ、水爆に對する歴史的使命の自覚に立つて、堂々總會の開催を要求すべきである。それを、何ぞ。政府は國連の代表の引き揚げを命令しておる。政府はこの際古き當然たる外務官僚をもつてするところの國連代表の人事を刷新し、眞に國民の代表を國連に送り、きぜんたる態度をもつて、原水爆の禁止に關し、緊急總會が英國の実験中止の勧告を採択すべく努力すべきではないか。外務大臣の明快なる御所信を承わりたいのである。(拍手)

第三点として、私は、この際、わが國がすみやかにアジア、太平洋地域の科學者をもつてする実験の影響の調査委員會の創設を提唱したい。この各國の科學者の協力のもとに、アジアの科學の力によつて、ともすれば大國の政治的配慮に動かされんとする國連の科學委員會を監視する必要を私は感ずるのである。

現在、水爆の実験によるストロンチウム九〇の大氣中における濃度は著しく増大いたしておる。原水爆による死の灰の中でも最も滅衰期の長いストロンチウム九〇、しかも、骨髄に沈着して不斷に人体の造血機能を破壊し、現在も長崎、広島に見られる死亡者の病氣のものとなしておるこのストロンチウム九〇は、昭和二十八年には、わが國土において地表一平方キロに三五マイクログラムあり、昭和三十一年には四一・三マイクログラムあり、昭和三十三年には八一・一マイクログラムあり。

以上をもつて終ります。

〔國務大臣(岸信介君) 岡君の御質問にお答へ申し上げます。〕

○國務大臣(岸信介君) 岡君の御質問にお答へ申し上げます。

原水爆の使用禁止につきましては、すでに、國會におきまして、日本國民の意思はきわめて明白に表明をされております。すでに、この國民的意思は、直ちにアメリカ、イギリス、ソ連等、原水爆を有しておる國に對してわれわれの意思が通達され、その注意を呼び起すように努めております。今日、この原水爆の実験あるいは使用といふものを禁止せしめるには、私は、どうしても國際的に強い世論が起らなければならぬ、日本は、あらゆる機會に、これを実験しようとする國に、われわれの意思を明確に伝えて、その反省を求めるとともに、國際的世論を起さしめて、これを禁止するといふことが必要であると考へております。この意味において、あるいは國際連合におきまして、あるいは今回のクリスマス島水域におけるイギリスの実験に對しましては、われわれが出した抗議を直ちに公表いたしまして、広く國際的世論を起すことに努めております。去る國連の總會におきまして、澤田代表が、原水爆を國際連合において管理するといふ意味において登録制を提案したといふことは、言うまでもなく、あの澤田代表の演説にも現われておること、日本國民の念願であり、われわれの強い意思であるところの使用禁止に向つての一つの段階としてこれを主張したものでありまして、決してその実験を是認するといふ立場に立つものではないのであります。クリスマス島水域におけるイギリスの実験に

対しましては、すでに二回われわれは抗議をイギリス政府に申し入れ、日本の国民の気持をきわめて明確にいたしておりましたが、二回目に対しては、まだわれわれは返事に接しておりません。しかし、私は、さらに、クリスマス島におけるイギリスの実験に対しまして、これを中止するようあらゆる手段を講じたいと考えておりました。いろいろと駐英大使にもわれわれの方から指示を与えておりました。さらに政府としても善処したいと考えております。

なお、最後の御質問の、アジア諸国の技術者が協力して、ストロンチウム九〇を中心としてのいろいろな資料を整え、また、あらゆる面における協力を進めたいという考えは、私はきわめて賛成であります。やや専門的な点に属します。宇田国務大臣より詳細は答弁をしてもらうつもりであります。とにかく、国連のこれに関する機構等をわれわれはさらに強化し、その協力態勢を進めていくことが必要であると考えております。

以上であります。(拍手)  
 ○国務大臣(宇田耕一君登壇)  
 島における水爆実験の影響の調査につきましては、原子力委員会でも検討中であり、今回の水爆実験は非常に上空で行われるというのであります。それが水面あるいは日本に対する影響というものは、直ちに調査しても調査の効力はないではないかというものが、専門的立場の考えであります。従って、これの調査方法につきましては、長期にわたってわれわれは計画的に技術的な調査を開始しなければなら

ない、それについては、アジア、太平洋諸国と連合してこれを行うというのみでは不十分であろうというので、原子力委員会の方のただいまの考え方がありまして、むしろ、国連本部における科学特別委員会が来たる四月七日、八日のころに開かれまして、ストロンチウム九〇に対処するところの日本の報告が輸出教授を通じて行われます。ストロンチウム九〇に対処するところの調査に関する権威は、世界的には日本が第一というふうにもいわれておりますから、そういう面から考えまして、科学特別委員会等の国連の機構とあわせて、われわれは新しくストロンチウム九〇を中心とする水爆影響調査を考案したいと考えております。

○議長(益谷秀次君) 日程第一、国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長長藤原雄次君。

日程第一 国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会本院提出)(第二十四回国会参議院送付)  
 ○議長(益谷秀次君) 日程第一、国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長長藤原雄次君。

国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会本院提出)本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條の四によりここに送付する。  
 昭和三十一年四月二十日  
 参議院議長 松野 鶴平  
 衆議院議長益谷秀次殿

(目的)  
 第一条 この法律は、国土の普通の開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基盤たる高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。

(定義)  
 第二条 この法律で「自動車道」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車を用いる)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道(以下「建設線」といふ)をいう。

(国土開発縦貫自動車道の予定路線)  
 第三条 国土を縦貫する高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道(以下「国土開発縦貫自動車道」といふ)の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律案を別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、決定しなければならない。

(国以外の者の行う建設)  
 第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。

(建設線の基本計画)  
 第五条 内閣総理大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普通の開発の地域的な重点指向その他国土開発縦貫自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発縦貫自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」といふ)の建設に関する基本計画(以下「基本計画」といふ)を立案し、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんじやくして、必要な措置を採らなければならない。(建設線の基本計画と関連する事項の調整)  
 第六条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基

本計画に於て必要であると認めるときは、次に掲げる事項に關し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができる。

一 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路をいふ。以下同じ)又は一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいふ。以下同じ)の整備又は建設

二 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

(継続費)  
 第七条 建設線の基本計画に基き国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金については、これを財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四條の二の規定により継続費とすることができる。

(資金の融通のあつせん)  
 第八条 政府は、建設線の基本計画に於て必要であると認めるときは、第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんとすることができる。

(損失補償と相まざる生活再建又は環境整備のための措置)  
 第九条 国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われ高速幹線自動車道の建設に必要な

な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行つて必要と認められる生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない。

(基礎調査)

第十条 政府は、第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律の施行後、すみやかに建設線の基本計画の立案のため必要な基礎調査を行わなければならない。

(審議会の設置)

第十一条 総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(所掌事務)

第十二条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する調査審議すること。
- 二 建設線の基本計画に関する調査審議すること。
- 三 建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに関し調査審議すること。
- 四 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に関する調査審議すること。
- 五 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に関する調査審議すること。
- 六 その他第一条の目的を達成するために必要な事項に関する調査審議すること。

(組織)

第十三条 審議会は、会長及び委員二十八人以内をもつて組織する。会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
  - 二 農林大臣
  - 三 通商産業大臣
  - 四 運輸大臣
  - 五 建設大臣
  - 六 自治庁長官
  - 七 経済企画庁長官
  - 八 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 八人
  - 九 参議院議員のうちから参議院の指名した者 五人
  - 十 学識経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者 八人以内
- 第十四条 前項第十号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 第十五条 会長及び委員は、非常勤とする。
- (関係都道府県知事の意見の聴取)
- 第十四条 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきくことができる。
- (資料の提出)
- 第十五条 国の関係行政機関の長の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。
- (政令への委任)
- 第十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
中央自動車道	東京都吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近	富士吉田市附近、静岡県安倍郡井川村附近、飯田市附近、中津川市附近、小牧市附近、大垣市附近、大津市附近、京都市附近
東北自動車道	東京都青森市	浦和市附近	館林市附近、宇都宮市附近、福島市附近、仙台市附近、盛岡市附近、秋田県鹿角郡十和田町附近
北海道自動車道	札幌市	札幌市附近	札幌市附近
中国自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近、津山市附近、三次市附近、山口市附近
四国自動車道	徳島市	松山市	徳島県三好郡池田町附近、高知市附近
九州自動車道	福岡市	鹿兒島市	福岡市附近、鳥栖市附近、日田市附近、熊本市附近、小林市附近

国土開発縦貫自動車道建設法案に對する修正案  
国土開発縦貫自動車道建設法案に對する修正  
国土開発縦貫自動車道建設法案の修正を次のように修正する。

「前項の法律で定めるべき」に改める。

第十条中「第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律」を、別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までの区間についてはこの法律の施行後、その他の国土開発縦貫自動車道の予定路線については第三条第一項の法律に改める。

第十三条第一項中「二十八人」を「二十九人」に、同条第四項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中第六号以下を順次一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国家公安委員会委員長  
附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十三年」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔薩摩雄次君登壇〕

○薩摩雄次君 たいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、去る第二十二回国会におきまして本院を通過以来、参議院において継続審査となつていたものであります。第二十四回国会におきまして修正議決され、国会法第八十三条の四の規定により衆議院に送付され、自來本院において継続審査となつていたものであります。参議院における修正のおもなる点は、第一には、本案の対象となつてゐる国土開発縦貫自動車道の定義について、道路運送法の定義を引用してゐる

のを改め、この法律自体で定義するものとす。第二には、国土開発縦貫自動車道の予定路線は本案別表に掲げるところによるものとして、これを改め、別表で定める路線を基準として別に法律で定めるものとする。等が、そのおもなるものであります。

本案は、去る二月二十六日日本委員会に付託せられたのであります。が、参議院の修正点その他につきましても、第二十四回国会以来慎重に審査いたし、また、今国会におきましても、数次の理事会において十分検討いたしました結果、去る二月二十七日の本委員会におきましては、別に質疑もなく、二階堂進君より同君外六名提案の次のことき修正案が提出されたのであります。

すなわち、国土開発縦貫自動車道の予定路線中、小牧市付近より吹田市に至る区間については、すでに計画も完了し、昭和三十三年度予算案においても予算措置がとられておるので、同区間については、別に法律で定めることなく、本法自体で定めるものとする。と、及び、国土開発縦貫自動車道を初めとする今後の高速自動車道の発達に伴う道路交通取締りの変革に対処するため、国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員に国家公安委員会委員長を加えるものとする。等が、そのおもなるものであります。

本案に対する内閣の意見としては、南條建設大臣より、修正は機宜な措置であり、すみやかな成立を望む旨の開陳があり、次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、前田榮之助君より、参議院の意思を尊重しつつ、来年度における事業の円滑なる遂行をはかるものとして、賛成の旨が述べられたのであります。

かくて、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第二 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
改正する法律案の一部を  
日程第三 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第三、労働省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長相川勝六君。

外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「七局」を「八局」に、「歐米一局」を「アメリカ局」に改める。

第九條(見出しを含む)中「欧米局」を「アメリカ局」に、「左の事務」を「次の事務」に、「アジア諸国以外

の諸国」を「アメリカ諸国」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(欧亜局の事務)

一 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

第二十二條中「国際連合日本政府代表部」の下に「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を加える。

第二十四條第一項中「国際連合日本政府代表部」の下に「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を加える。

第二十五條第二項中「国際連合日本政府代表部の長は、特命全權大使とする。」を「国際連合日本政府代表部及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の長は、それぞれ特命全權大使及び特命全權公使とする。」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

「報告書は会議録追録に掲載」  
労働省設置法の一部を改正する法律案  
労働省設置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一条を加える。  
(特別な職)  
第五條之二 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。  
附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

「相川勝六君登壇」  
○相川勝六君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、外務省の機構について二つの改正を行おうとするものであります。

第一は、外務本省において、欧米局を廃止し、新たにアメリカ局および欧亜局を設け、第二に、在外公館の一つとして、ジュネーブに在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を設置し、その長には特命全權公使をもって充てることとしております。

まず、欧米局を廃止してアメリカ局と欧亜局を設置することについて申し上げます。外務省において地域別の政

務を担当する局といたしましては現在アジア局と欧米局の二つがありますが、これらの機構はサンフランシスコ平和条約が締結された当時に作られたものでありまして、その後日本の国際政治上の地位は著しく向上し、外交活動の面におきましても五十年前とは面目を一新するに至りました。従って、今日では、欧米局一局で、従来のごとく欧州、米州、アフリカ、中近東、大洋州というはなはだ広範な地域を担当することは、外交活動の万全を期するに遺憾の点が少ないのであります。

このような実情にかんがみ、欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する事務については別に独立の一局をもってこれに当らせることとし、このため現在の欧米局をアメリカ局と欧亜局の二つに分離することといたしたのであります。

また、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の設置につきましては、ジュネーブには、御承知のように、国連欧州事務局を初め、種々の国連専門機関や国際機関があり、このため、同地に置かれてある日本の総領事館は、領事事務の範囲を越え、国際機関ないし国際会議に関する外交事務がその大半を占めているような次第であります。加えて、世界の主要国もすべてジュネーブに外交機関として、政府代表部を設置しておりますので、この際、わが国も、諸外国との関係上、ジュネーブに在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を設け、その代表部の長には特命全權公使をもってこれに充てんとするのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概略であります。

一三一

昭和三十三年三月五日 衆議院会議録第十五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十三年三月五日 衆議院會議録第十五号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案についての宮澤國務大臣の趣旨説明

本法律案は、二月十八日国会に提出、即日日本委員会に付託となり、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取するとともに審査に入つた次第であります。

ここに質疑のおもなる点を申し上げますと、本案は、現内閣の重要方針である行政機構簡素化の趣旨に逆行するのではないかと、質問がございましたが、これに対し、政府からは、国際連合への加盟といひ、あるいはソ連及び東欧諸国との国交回復といひ、五カ年前とは全く面目を一新した今日の我が国外交にとつて、本案による機構改革は実情に合致した適切な措置と思はれる旨の答弁がありました。その質疑の詳細は會議録によつて御了承いただきたいと存じます。

かくて、二月二十八日質疑を終了し、三月一日討論省略、採決に入りましたところ、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、労働省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は労働省に官房長を置くこととするものであります。すなわち、労働行政におきましては、最近総合的な見地において検討を必要とする事項が増大しましたので、省内各部署にわたりその事務の調整に当らしむるため、他の省の例にならひ、労働省にも官房長を置くこととするものであります。

本案は、二月十九日国会に提出、即日本委員会に付託となり、二月二十日労働大臣から提案理由の説明を聴取するとともに審査に入つた次第であります。

ここに質疑のおもなる点を申し上げますと、第一に、労働省に官房長を置かねばならぬとする政府の提案理由は簡単に過ぎるとの質問がありました。これに対し、政府からは、完全雇用問題その他給与政策、中小企業問題、職業訓練等、労働行政における多くの部門は、現在国の長期的な経済計画の一環として総合的に調整検討せざるを得ない状況に置かれておるので、官房長を置く必要を生じたとの答弁がございました。次に、官房長あるいは参事官等の新しい官職が最近行政部内において無秩序、不統一に作られていく傾向があるが、この点に対する政府の所見はどうかとの質問に對しては、現在政府部内においてこの問題が検討されており、政府の方針が決定した時は、その決定に基いて善処するとの答弁がありました。その質疑の詳細は會議録によつて御了承いただきたいと存じます。

かくて、三月一日質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○園田直君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明を聴取し、これに關する質疑を許されんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 園田君の動議に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

○國務大臣(宮澤胤男君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

日本国有鉄道の財政の再建につきましても、国会におきましてもしばしば御議論をいただいたところであります。また、政府におきましても、臨時日本国有鉄道経営調査会を設置して、広く民間有識者の意見を聴取いたしました。したが、国鉄の現状は、累積した老朽施設、車両の取りかえ等を急速に行なつて輸送の安全を期さなければならぬ。また、最近の国内経済の状況を反映いたしました急速に増加いたしました輸送需要に對しては、たゞの輸送力の増強を行わなければならず、さらに、電化その他鉄道の近代化をはかつてサービスの向上、経営の合理化を促進すべき段階にきておるわけであり、これがための資金の調達をいかにして行かざるを得ない。この大きな問題であり、ひいては国鉄再建のかぎともなつておるのであります。これらに要します資金総額は向う五カ年間でおおむね六千億円程度の巨額に

達しますが、このうち約四三兆に当りますものは従来の固定資産の維持に充てられるものであり、残りの約五七兆が経済拡大に伴ひます輸送力の増強その他電化工事等鉄道の近代化に充てられるものであります。

この後者に属します資金の調達は極力外部資金に依存すべきであり、しかも、輸送力増強のための資金といひ、必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方、外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらに、過去の償却不足を特別償却するという意味を含めまして、減価償却費のほかに、ある程度自己資金による資金の調達をも考へることとしたのであります。

以上のような次第で、老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充てすべき自己資金の檢出のために、やむなく運賃値上げを決定いたしましたのであります。

運賃値上率の決定に當りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしました。国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の答申を尊重いたし、さらに、収入においていまいそりの努力を要請することにも、所要経費につきましては、世論にこたへ、徹底的な経営の合理化による節減を求めるといたしました。最小限度の一分三分にとどめることいたしましたのであります。なお、この一分三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律に基き、国鉄が納付金として各市町村に納付するものであります。実質的に国

鉄の収入増になりますものは大約一分割増ということになります。

次に、運賃改訂の内容についてであります。まず旅客と貨物の關係につきましては、従来の運賃改訂の経緯及び今後の投資計画の内容等をも検討して、旅客、貨物ともに、おむね同一率の増収が得られるようにいたしました。

旅客運賃の改訂内容について申し上げますと、普通旅客運賃の増収はおおむね一分三分程度の値上げであります。が、寝台料金、特別二等車料金及び特別二等船室料金は、今回はこれを据え置くことにいたしました。

定期旅客運賃につきましては、現在の割引率が戦前に比べまして相当高率になつておりますので、最高割引率につきまして若干の修正をいたすことにいたしました。現在の学生の生活環境を考慮いたしまして、現行の割引率をそのままに据え置くことにいたしました。

次に貨物運賃についてであります。貨物貨率の速阻距離減率につきまして、海陸の輸送調整等、政策上及び鉄道の輸送原価の点等をも考慮いたしまして修正を加えることにいたしました。しかしながら、その結果として、遠距離貨物で、値上げ率が大きくなり、国民生活に急激なる影響を与えるおそれのあるものについては、個々具体的に検討して、割引その他特別の措置をとることにいたしました次第であります。

青函航路及び開門トンネルの貨物營業キロ程をそれぞれ短縮しました。は、重量減トン制度の改正、着駅変更など、荷主の指図に應ずる場合の運賃

計算法の改正、その他諸制度の改正をいたすことになっておりますが、これら運送制度の合理化については、多年荷主側から強い要請がありますので、これにつきましても利用者の利益となるようにいたしたのであります。

以上が今回の改訂のおもな点であります。今日、国民各位に幾分でも負担の増加を願うことは心苦しい次第であります。この運賃改訂によつて得られる増収額は、これをあげて輸送力の増強に資することといたした次第で、国鉄の輸送力を飛躍的に増大し、いわゆる輸送の隘路を開いたし、また同時に、国家の産業経済活動、国民生活により大きな貢献をするものであることと少くないと信ずるのであります。運賃改訂も必要やむを得ざる措置であると考えた次第でございます。

最後に、本法案実施は来たる四月一日から予定しております。以上が国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に對し質疑の通告があります。これを許します。中居英太郎君。

「中居英太郎君登壇」

○中居英太郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま説明せられたる日本国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、すなわち運賃値上げに對しまして、岸総理大臣並びに閣僚関係に、それぞれその所信をただしたと思ふ次第でございます。(拍手)

日本国有鉄道は、その職員四十五万人を擁し、年間収支三千億円をこえる、わが国最大の企業体であります。しかも、輸送を通じて国民生活にきわめて密接な関連を持つておることは、今さら申し上げるまでもないところであります。それゆえにこそ、国民は国鉄に對しまして大きな関心を抱いておられます。輸送力の強化をこれに求め、施設の改善、サービスの向上を望みながらも、なおかつ低廉な運賃を国有鉄道に期待いたしておるのであります。国民がこのようなことを国鉄に期待したといたしても、国鉄が国民のものである限り、何の不都合も矛盾もない、むしろ当然のことであらうと私は考えておるのであります。(拍手)しかし、反面、国有鉄道は一つの企業であります。国鉄が公共企業体であるという立場から経営の面をながめて見ますならば、そこにはまたいろいろな意見なり言ひ分なりが出てくることもやむを得ないと思ふのであります。このように国民的な立場と経営者的な立場という相反する二つのものを、運賃という媒介体によりまして、どのように調整するかという問題は、まことに重要なことでありまして、それゆえにこそ、今日、運賃の決定が財政法の規定に基きまして、国会の議決権限にゆだねられておると思ふのであります。

ところが、近來、国鉄は、すでに国権によるところの独占事業ではない。従つて、財政法の拘束を解くべきであるという意見が伝えられておられます。また、運賃も物価の一種である、こういう意見が企業体であるという意見と重なり合ひまして、運賃の決定を政治的に論議することは不当であり、これを国会の議決権限から引き離して運輸大臣の許可事項にすべきであるということが伝えられておるのであります。しかも、このような意見は、ひとり国鉄や政府部内にとどまらず、先般なされた経営調査会の答申もその旨を主務大臣にいたしておるのであります。この点につきましても、総理大臣は一体いかなる所見をお持ちであるか、お伺いしたいと思ふのであります。(拍手)

さらに、私は、国鉄運賃のあり方と今回の運賃値上げの根拠について、運輸大臣にお尋ねいたしたいと思ふのであります。御承知のように、運賃法の第一条には、公正妥当なものでなければならぬこと、原価を償ふものであること、そして、産業の発達に資し、賃金、物価の安定に寄与するものでなければならぬと書いてあるものであります。これがすなわち運賃決定の四原則であります。産業の発達に資し、賃金、物価の安定に寄与するといふ前提に立ちまして、しかも、国鉄経営を確保するに必要な運賃とは一体どの範囲までの経費をもつて算定の基礎にするかが公正妥当なものであるかという点であります。論理的には、經常的な經營費、減価償却費、債務関係費、あるいは平均的な災害引当金、退職金等をもつて算定の基礎にするに、これはだれ人も異論がないと思ふのであります。ところが、毎年の予算審議に當りまして、大蔵当局は、国鉄も一つの企業である限り、投下資本に對する一定の利益を見ることは当然である、そして、これをもつて施設の増強等に充当せしめなければならないと主張し、こ

の利益率をも原価構成の一要素に加えべきであると主張しておるのであります。今回の値上げ案の内容を個々に検討してみますと、明らかに大蔵当局のこの見解によつて貫かれておるといふことがわかるのであります。国有鉄道の運賃原価に、一体利益率といふものを算入するのが当然であらうかどうか、この際、主務大臣たる宮澤運輸大臣の見解を承わつておきたいと思ふのであります。

近年、しばしば国鉄の危機というところが伝えられております。それとともに、国鉄が赤字であるか黒字であるかという点が久しい間論議せられて参りました。しかし、この問題は、減価償却費をどの程度見るといふことによつて異なつた結果を生ずることは、これまで皆さん御承知の通りであります。事実、年間三百億円程度しかこれに充當することができなかった過去数年の国鉄経営は、まことに憂慮すべきものがあつたと私は思ふのであります。二兆円の総資産を有しまして、一兆六千億円の償却資産を保持しながら、国鉄経営を続けるためには、四百五十億円の程度の償却費を適正なものとしたしました経営調査会の意見も、さらにはまた、この計上不足額百五十億円程度は金額は運賃の増収に待つべきものであると結論をなすの意見も、その限りにおきましては、私は否定のできない一つの理由を持つておつたと思ふのであります。すなわち、これが運賃改訂の一つの根拠であり理由でもあつたのであります。

ところが、わが国経済の好況は、本年度におきましては約二百億円の運賃の増収を国鉄にもたらしました。さら

に明年度におきましては三百億円の増収が期待できると、政府みずからが予算説明書に明記いたしておるのであります。この増収額をもつて減価償却の不足額に充當するならば、赤字、黒字の論争はおのずから解消するのであります。現在の運賃ベースこそが原価を償ふ公正妥当なものであるというところが明らかになるのであります。この点についての運輸大臣の御意見を承わりたいと思ふのであります。

さらに、私は、今回提案になつております一三%の値上げ率についてお尋ねしたいと思ふのであります。このうち五%に相當する金額は、先ほど大臣の説明にもありましたように、特別償却費という名のもとに過去における償却不足を償ふところの資金に充當せられるのであります。過去における償却不足は、戦争という至上命令が国鉄を陥使した当然の結果であります。さらに、戦後の物資不足がこれに重なり合つてもたらされたものであるのであります。いわゆる戦災復旧という立場からも、政府の責任において償われるべき性質のものであります。断じて運賃値上げの要素として今後の利用者へ転嫁せしめるべきものではないと思ふのであります。

さらに、次の三%は、固定資産税に相當する国庫納付金に充當せられる額であります。国鉄が一つの企業体である限り、他の私鉄等と何ら税法上の差別を与える必要はないという税制調査会の答申を政府は取り入れておるのであります。もしも、この税制調査会の答申を取り入れて、七十億、八十億に上るところの納付金制度を実施し

よりとするならば、

現在、国有

昭和三十三年三月五日 衆議院會議録第十五号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する中居英太郎君の質疑

鉄道の性格なり、あり方なりというものが前提でなければならぬと思ふのであります。また、国鉄側がこんな理不尽な要求を易々と了承しましたその腹の中には、これを一つの踏み台として運賃値上げを合法化しようとする考え方が強く働いておつたのであらうといふことを、私どもは容易に想像できるものであります。地方財政の確立は、もちろん焦眉の急務であります。だからといって、みずからの責任を国鉄財政にしわ寄せさせまして、運賃値上げを前提とする納付金制度を強制することは、どのような詭弁を弄しても、決して国民の納得を得るところでないと思ふのであります。(拍手)

本制度のごとき納付金制度はすみやかに廃止してしまふべきものであると私は思ふのであります。これに対する自治庁長官の御所見を承りたいと思ふのであります。

さらに、残された五兆は輸送力の増強の資金に充当するといつておられます。国有鉄道は、経済企画庁の計画に基きまして、いわゆる国鉄五カ年計画を策定いたしました。約六千億の予算をもつて、旅客におきましては二六増の四十八億人、貨物におきましては二〇増の一億九千万トンの年間輸送量を確保しようといつておられます。

今日の国鉄輸送力が、わが国経済の一つの障害になっておる限り、万難を排しましてこれが解決に当られなければならぬことは、たれ人も異論のないところでありましょう。しかも、輸送力の増強、国鉄五カ年計画が国家的要請に基くものである限り、これに要する投下資本は政府の責任で果さるべき

性質のものであります。断じて利用者に二重負担せしむべきではないと思ふのであります。国民は、でき上つた施設を運賃によつて利用すべきものであります。これが企業者と利用者との常識的な関係ではないかと私は思ふのであります。

以上申し上げました三つが運賃値上げ一三〇の実態でありまして、どの一つを取り上げてみましても、原価を償ふものでなければならぬとする運賃算定の基礎に入らざるべき何らの根拠も存在してないものであります。運賃値上げの御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

さらにまた、岸総理大臣に本法案の再検討の御意思があるやなしやを伺いたいのであります。昨日、総理は、予算委員会におきまして、わが党議員の質問に對しまして、この運賃値上げは経営調査会あるいは運輸審議会の結論であるから撤回の意思はないと言明せられておるのであります。しかし、経営調査会といえども、著しく客観情勢の変化いたしましたおる今日、国鉄経営の内容を検討しましたならば、おそろく、あのような結論は出さなかつたであらうと私は考へておるのであります。

(拍手)重ねて岸総理のこれに対する所懐を承りたいと思ふのであります。さらに、宇田長官に、運賃値上げが物価に及ぼす影響についてお尋ねしたいと思ふのであります。国鉄当局は、運賃値上げがもたらす物価との関係をきわめて過小評価いたしました。むしろ、物価の変動は、他の客観情勢、すなわち需要供給の関連によつて

左右せられると言ひ切つておるのであります。しかし、この意見は、単なる物価変動の比較論でありまして、決してこのことをもつて運賃値上げが経済に及ぼす影響を否定する根拠にはならぬと思ふのであります。原材料から消費に至るまで平均五たび輸送の関門をくぐるという統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思ふのであります。輸送の根幹たる国鉄の運賃値上げは必然的に私鉄運賃の値上げを伴うでありましよう。揮発油税、軽油税の増徴は当然自動車輸送費の値上げを招くでありましよう。さなきだに秩序なき財政計画と赤字見込みの国際収支とが不気味なインフレの要因を包蔵しておる今日の

経済下におきまして、一切の運賃値上げが演ずる役割はインフレ扇動以外の何ものでもないことを私は憂へるのであります。(拍手)減税の恩典にも手の届かない、政府の施策にも取り残された多くの人たちは、ただいたづらな物価値上りの波に押しまわられて、さらに困窮の度を深めていくであらうことが想像できるのであります。運賃値上げが物価に及ぼす影響について、長官の所信を承りたいと思ふのであります。

さらに、最後にこの機会に申し上げたいことは、国鉄をめぐる醜聞の数々であります。血のにじむような努力が続けてきたという当局者の言明にもかかわらず、一年、三百六十五日、よくも種切れすることなく、恥ずべき話題の数々を国民の前に提供し続けて参りました。国民は、いかにその内部機構が腐れ切つておるかというところに、今さらのごとく怒りを押えることができ

ないのであります。国民のこの感情は理論を越えた大きな反発となつて国鉄に向けられておることを、国鉄当局者は強く反省してみなければならぬと思ふのであります。私は、このことを多く申し上げる時間を持っていないことを遺憾に思ひます。しかし、物資の購入、工事入札制度、財産管理等々、くもの巣のように張りめぐらされた大小無数の外郭団体との縁縁情実關係を整理することは、それ自体莫大な経費の節減を伴うだけではなく、失われた信用を国民の中から呼び戻すために緊要の急務であるといふことを、私は当局者に申し上げまして、私の質問を終了したいと思ふわけであります。(拍手)

第二の、この案を撤回する意思はないかというお話であります。この案自体は、すでに提案の理由でも申し上げておりましたように、この結論を得ましたためには、今申し上げましたような機關の調査、審議を経ておられます。のみならず、今日、輸送の隘路が国民経済の発展に非常な支障を来たしておられます。国民生活上も各種の不便をもたらしておるという現状にかんがみまして、私は、この運賃の値上げをして、これによつて輸送力を増強することが現在の状態においては必要である、かように考へておられます。(拍手)

御質問の第一は、運賃法の四原則というものの立場からして、原価以上の利益をもつて国鉄の輸送力増強等に充てることは、その四原則に違反するものではないかという点につきましては、このたびの値上げは、この四原則の個々の条件から見ましても、また、これを総合した点からいたしまして、この程度の運賃の増強及びその収益といふものは、この運賃法の定める精神に沿つたものであるといふふうに了解して、この措置をいたした次第であります。(拍手)

次に、このたびの一割三分の値上げが一体適正であるかどうか、現在の運賃率が適正であつて、一割三分の値上げといふものは、これは不適正ではないか、こゝろにお尋ねであります。この点につきましては、ただいまの御質問のうちにもありました通り、今日までの収益をもつては、国鉄の減価償却といふものが十分にできてお

ないものであります。国民のこの感情は理論を越えた大きな反発となつて国鉄に向けられておることを、国鉄当局者は強く反省してみなければならぬと思ふのであります。私は、このことを多く申し上げる時間を持っていないことを遺憾に思ひます。しかし、物資の購入、工事入札制度、財産管理等々、くもの巣のように張りめぐらされた大小無数の外郭団体との縁縁情実關係を整理することは、それ自体莫大な経費の節減を伴うだけではなく、失われた信用を国民の中から呼び戻すために緊要の急務であるといふことを、私は当局者に申し上げまして、私の質問を終了したいと思ふわけであります。(拍手)

第二の、この案を撤回する意思はないかというお話であります。この案自体は、すでに提案の理由でも申し上げておりましたように、この結論を得ましたためには、今申し上げましたような機關の調査、審議を経ておられます。のみならず、今日、輸送の隘路が国民経済の発展に非常な支障を来たしておられます。国民生活上も各種の不便をもたらしておるという現状にかんがみまして、私は、この運賃の値上げをして、これによつて輸送力を増強することが現在の状態においては必要である、かように考へておられます。(拍手)

御質問の第一は、運賃法の四原則というものの立場からして、原価以上の利益をもつて国鉄の輸送力増強等に充てることは、その四原則に違反するものではないかという点につきましては、このたびの値上げは、この四原則の個々の条件から見ましても、また、これを総合した点からいたしまして、この程度の運賃の増強及びその収益といふものは、この運賃法の定める精神に沿つたものであるといふふうに了解して、この措置をいたした次第であります。(拍手)

次に、このたびの一割三分の値上げが一体適正であるかどうか、現在の運賃率が適正であつて、一割三分の値上げといふものは、これは不適正ではないか、こゝろにお尋ねであります。この点につきましては、ただいまの御質問のうちにもありました通り、今日までの収益をもつては、国鉄の減価償却といふものが十分にできてお

ないものであります。国民のこの感情は理論を越えた大きな反発となつて国鉄に向けられておることを、国鉄当局者は強く反省してみなければならぬと思ふのであります。私は、このことを多く申し上げる時間を持っていないことを遺憾に思ひます。しかし、物資の購入、工事入札制度、財産管理等々、くもの巣のように張りめぐらされた大小無数の外郭団体との縁縁情実關係を整理することは、それ自体莫大な経費の節減を伴うだけではなく、失われた信用を国民の中から呼び戻すために緊要の急務であるといふことを、私は当局者に申し上げまして、私の質問を終了したいと思ふわけであります。(拍手)



せん。そのために、この国鉄の安全性もしくは適正な運行というものに支障を生ずる段階に至っております。ことに、特別償却に至りまして、これは、今日までの運賃収入というものが非常に低くして、これをまかなうことができなかったからして、やむを得ずこれを残してきた次第でありまして、この機会において、どうしても、この国鉄の経営というものを、運賃の収入と、借入金と、それから自己資金の経営合理化による捻出によって適正な方向に持っていくまして、今日の経済拡大の要請に応じようとするものであります。

なお、国鉄の輸送力増強その他につきましては、国費をもつてやるのが当然ではないか、こういふようなお話でもありますけれども、これをもし国費をもつてまかなうといたしますれば、将来国民の負担というものは重大な結果を来すことになるのであります。やはり、これは、国鉄が独立企業体であるという本質にかんがみまして、適正なる運賃と、そして自己資金の捻出と、その負担に應ずるところの借入金をもつてこの経営をするということが適正であると考えて、このたびの措置に出た次第であります。

納付金の問題は、いずれ自治庁長官からお答えがあらましようが、最後に、今日国鉄の一部に起つております、疑惑を受けておる幾多の問題が生じておりますことは、まことに遺憾にたえません。決算委員会その他において各位から御指摘もあらまして、これは、国鉄としても、私どもとしても、一つ嚴重な処置をとらなければならぬと思つて、ここに、ただいま問題になつておりますところの賃借をさせておられますものの価格が適正であるか。実は、これは、国鉄法によりまして、国鉄固定資産の問題は、いつでもこれは賃借したものを取り上げることになつております。いつでも取り上げるということになつておるから、少し安い値段で貸しておる。これが、実際問題としては、一度貸したものは、取り上げることにはなつておるが、なかなか取り上げられないのであります。従つて、これは一つ方針を改め、何か新しい考慮を加えなければならぬといふことも感じております。

また、今日、非常に不正、不適當に行われておるものは、国鉄内部にこの借の問題に関する調査会を新たに設けて、その調査会によりまして、個々の問題を取り上げて、一つ適正な措置をとりたい、かように考えておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕  
○国務大臣(田中伊三次君) 私に對するお尋ねは、国鉄から納めてくれる納付金制度を全廢する意思はないかといふ一点でございます。これは、申し上げるまでもないことでございますが、国鉄のみならず、電電公社からも、専売公社からも、同じ納付金をいたしたいお尋ねばかりでなく、さらに、地方自治体の、市町村以外の府県の持つておられます住宅関係からも、それぞれ交付金をいたしたいお尋ねという現状にありまして、国鉄の納付金だけをこの際全廢するといふことは、地方財政を大きく圧迫することになりますので、これは大へん困難なことと存じます。

す。従つて、これを撤廢する意思はございません。かくのごとくに、各関係の交付金、納付金というものをいたしたいお尋ねは、あらゆる税額を總計いたしまして五千萬圓に満たない税収でございます。地方自治体の全体の一カ年度の財政需要額は一兆一千四百億圓をこえるのであります。半ばに満たざる税金的な収入でございますので、これを撤廢することはまことに困難な事情にあるといふことをここで、お答えを申し上げて、御了承をいたしたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣宇田耕一君登壇〕  
○国務大臣(宇田耕一君) 今回の運賃の値上げの事は、わが国経済の隘路の一つであります。輸送力の増強のために必要最小限の措置と思つております。貨物運賃の物価に及ぼす影響は、値上げはしても、物価水準の大幅な引き上げにはならないと考えております。国民生活の面につきましては、来年度は国民所得水準の向上すること、あるいは明年度の減税の実施等がありますから、企業所得あるいは家計所得の増大を考慮いたしますと、家計負担は大きくならないと考へます。従つて、この程度の負担は、日本経済の將來への発展のために、国民各位の御協力を得たいと考へております。(拍手)

〔議長(益谷秀次君)〕 本日はこれにて散会いたします。  
午後三時四十八分散会

出席国務大臣 内閣総理大臣 岸 信介君  
外務大臣 櫻井 奎夫君

出席政府委員  
厚生大臣 神田 博君  
運輸大臣 宮澤 胤勇君  
労働大臣 松浦周太郎君  
建設大臣 南條 徳男君  
国務大臣 石井光次郎君  
国務大臣 宇田 耕一君  
国務大臣 田中伊三次君

農林水産委員 山田 長司君  
予算委員 西村 直己君  
決算委員 上林與市郎君 細田 綱吉君  
一、去る二月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、昨四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律  
昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律  
一、昨四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件  
一、去る二月二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

運輸省鉄道監督 細田 吉蔵君  
運輸省鉄道監督 吉蔵君  
局長官房長 原田 久君  
運輸省鉄道 權田 良彦君  
監督局長 權田 良彦君

外務委員 西村 彰一君  
文教委員 櫻井 奎夫君  
社会労働委員 西村 彰一君  
櫻井 奎夫君 西村 彰一君

農林水産委員

松村 謙三君

木村 文男君

建設委員

久野 忠治君

田中 彰治君

予算委員

片山 哲君

井堀 繁雄君

一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

大蔵委員

社会労働委員

草野 一郎平君

松村 謙三君

農林水産委員

滝井 義高君

木村 文男君

加藤常太郎君

木村 文男君

松村 謙三君

木工委員

予算委員

今澄 勇君

片山 哲君

一、去る二日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

法務委員

大蔵委員

社会労働委員

加藤常太郎君

木村 文男君

今澄 勇君

松村 謙三君

農林水産委員

草野 一郎平君

松村 謙三君

木村 文男君

木工委員

予算委員

滝井 義高君

古屋 貞雄君

一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

社会労働委員

運輸委員

予算委員

小松 幹君

田原 春次君

滝井 義高君

井上 良二君

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

法務委員

社会労働委員

運輸委員

予算委員

岡 良一君

小山 亮君

吉田 賢一君

吉川 兼光君

一、去る二月二十八日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 鈴木周次郎君 (理事本名武君去る二月二十八日理事

辞任につきその補欠)

一、昨日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

小平 忠君

一、昨日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

永井勝次郎君

一、去る二月二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案 (水谷長三郎君外二十三名提出)

商業調整法案 (水谷長三郎君外二十三名提出)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 (水谷長三郎君外二十三名提出)

一、去る二月二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六七号)

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

特定多目的ダム建設工事特別会計法案

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

法務省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六六号)

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

港灣法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六七号)

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六五号)

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

国土総合開発特別委員会 付託

健康保険法等の一部を改正する法律案 (第二十五回国会、滝井義高君外十一名提出本院継続審査)

美容師法案 (第二十四回国会、長谷川保君外一名提出本院継続審査)

一、昨日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めらるるの件

一、昨日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めらるるの件

一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

公営企業金庫公庫法案

揮発油税法案

地方道路税法の一部を改正する法律案

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

特定多目的ダム建設工事特別会計法案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

一、去る二日委員付託された議案は次の通りである。

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案

生糸製造設備臨時措置法案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、昨四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めめるの件

一、昨四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

一、昨四日委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に關する議定書の批准について承認を求めめるの件(条約第六号)

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に關する協定の批准について承認を求めめるの件(条約第七号)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

公営企業金融公庫法案(内閣提出第六九号)

地方行政委員会 付託

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

特定多目的ダム建設工事特別会計法案(内閣提出第七四号)

特定土地改良工事特別会計法案(内閣提出第七五号)

中小企業の資産再評価の特例に關する法律案(内閣提出第七六号)

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に關する法律案(内閣提出第七七号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、承認第三号)(参議院送付)

以上六件 大蔵委員会 付託

健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出、衆法第八号)

船員保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出、衆法第九号)

美容師法案(野澤清人君外三十九名提出、衆法第一〇号)

以上三件 社会労働委員会 付託

生糸製造設備臨時措置法案(内閣提出第七八号)

農林水産委員会 付託

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

以上二件 建設委員会 付託

一、昨四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(予)

法務委員会 付託

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(予)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(予)

公職選挙法改正に關する調査特別委員会 付託

一、昨四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出)

船員保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十二名提出)

美容師法案(野澤清人君外三十九名提出)

一、昨四日参議院において、第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に關する法律案

一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

一、今五日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

英国の水爆実験中止を要望する決議案(淺沼稻次郎君外五名提出)

一、今五日提出した緊急質問は次の通りである。

英国の水爆実験に關する緊急質問(岡良一君提出)

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

[Faint, illegible text from the main body of the document]

定價一部 十五円  
(但し良質紙は二十円)  
(郵送料共)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
 大藏省印刷局  
 電話九段四三二一、電報